

① 家屋と償却資産の区分方法

地方税法

(固定資産税に関する用語の統一)

第341条

土地及び**家屋以外**の事業の用に供
することができる資産（鉱業権、
漁業権、特許権その他の無形減価
償却資産を除く。）で、

「家屋評価基準」以外

企業・税務経理上の
「建物」ではない。

⇒家屋（不動産登記法建物・家屋評価基準）以外



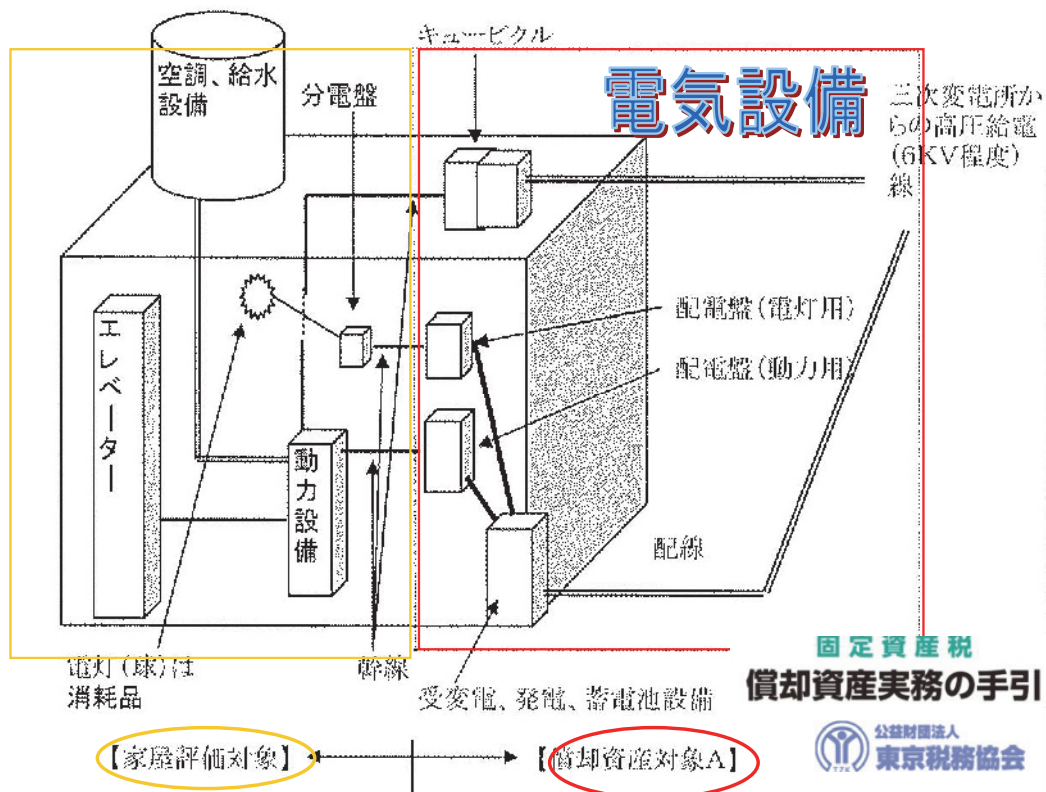
(資料3)

資産番号	資産名称	取得日	取得価額	減価償却	耐用年数	地方税申告
1000	建物	工場	20150309	708,225,000 定額	39	
1000	建物	倉庫物置	20150309	524,300 定額	5	
1000	建物	倉庫物置	20150309	14,900,000 定額	35	
1000	建物附属	キュービクル	20150309	1,874,200 定率	15	
1000	建物附属	蓄電設備	20150309	478,635 定率	15	
1000	建物附属	発電設備	20150309	234,000 定率	15	
1000	建物附属	防犯カメラ	20150309	260,800 定率	8	
1000	建物附属	高圧ケーブル	20150309	521,700 定率	39	
1000	建物附属	低圧ケーブル	20150309	1,996,000 定率	39	
1000	建物附属	配電盤	20150309	3,000,000 定率		

「**企業会計原則** 第三
貸借対照表原則 (一) 資産
固定資産は、有形固定資産、無形固
定資産及び投資その他の資産に区分
しなければならない。**建物**、構築物、
機械装置・・・」

地方税法「家屋（不動産登記法
の建物とその意義を同じくす
るもの・家屋評価基準）」
以外が償却資産

(資料4)



償却資産（固定資産税）申告の手引

横浜市

建物附属設備・特定附帯設備の取扱いについて

イ 特定の生産又は業務用の設備等の取扱い

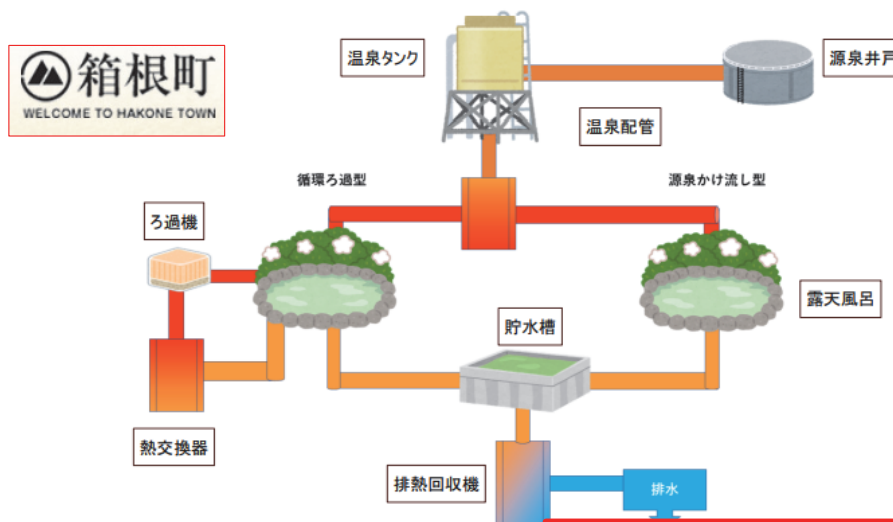
特定の生産活動を行うために必要な動力源装置、熱源装置、水処理装置、汚水処理装置、冷却装置、動力配線・配管、コンセント、ガス配管、給排水配管、給排気設備、エアー配管、油配管、照明設備等及びその附属設備は、償却資産となります。例えば、工場内で製造用機械を動かすための動力配線設備、ガスバーナー用のガス配管、工業用水道配管や汚水配管、精密機械工場内の空調設備や集塵設備、熱処理用のボイラー設備、コンピュータ室(人が作業することが想定されない部屋)に設置されている大型コンピュータを冷却するための専用空調設備等が該当します。

ただし、事務室の照明用電気配線や生活用の上下水道配管、冷暖房用空調配管、ガス配管等は家屋の評価対象となります。

* 横浜市作成「償却資産（固定資産税）申告の手引き」を基に加工

(3) 温泉設備を所有されている方へ(ホテル・旅館・民宿等を営む方)

温泉設備は、図のような資産が償却資産の対象となります。



資産の種類	店舗で見落としがちな償却資産の例	温泉設備で見落としがちな償却資産の例
構 築 物 (建物附属設備)	内装・造作一式(天井、床、壁)看板、厨房機器等	井戸、温泉配管、温泉タンク、貯水槽、露天風呂等
機 械・装 置		熱交換器、ろ過機、排熱回収機等

別表9 償却資産と家屋の区分表(東京都(23区)の取扱い)

償却資産と家屋の区分表
(令和4年4月1日時点)

※家屋と設備等の所有者が同じ場合の、主な設備等の例示です。
※一般的な施工状況を想定して作成しています。

設備の種類	分類	償却資産とする主なもの	家屋に含める主なもの	備考
清掃設備	清掃設備	チェアゴンドラ等簡易なもの	窓ふき用ゴンドラ	窓ふき用ゴンドラについては、昭和63年1月1日以前の設定分は償却資産、昭和63年1月2日以降の設定分は家屋。
	セントラルバキュームクリーナー		セントラルバキュームクリーナー ルーム口	平成27基準年度より家屋評価基準より削除されているが、建築設備の要件を満たすものは家屋評価の対象となる。

評価基準年度によって、「家屋」対象が見直される。
「家屋」以外の償却資産は、そのために、申告対象内容が変更される。

アパートを建てられた方へ

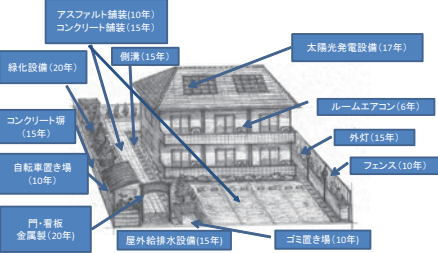
《固定資産税(償却資産)のお知らせ》

長久手市

賃貸用のアパートや駐車場を所有されている方は、土地・家屋の固定資産税とは別に、償却資産について固定資産税がかかります。償却資産を所有されている方は、毎年1月1日現在の償却資産の状況を申告していただくことになっています。

償却資産とは

償却資産とは、会社や個人の方が事業を営むために所有している土地及び家屋以外の有形の固定資産で、所得税法又は法人税法の所得の計上、減価償却の対象となる資産をいいます。償却資産に該当する主なものを例示しますと次のようになります。これらは、土地・家屋の評価には含まれておらず、償却資産として課税されます。



※()は主な耐用年数

上記の耐用年数は標準的なものであり、構造又は用途により異なる場合があります。

資産の種類	主なもの
構築物	外構工事(駐車場舗装、門、塀、側溝、緑化施設(植木等)、ネットフェンス、自転車置き場など)、屋上看板等の広告設備など
建築物付属設備・機械・装置	受電設備、電力引込線、屋外給排水管、屋外ガス管など
下目・部品・備品	ルームエアコン、集合郵便受け、宅配ボックス、給排水板など

※テナントの方が賃借している家屋に取り付けた内装・造作・建築設備は、特定附帯設備としてテナントの方に固定資産税がかかります。

※ 建物附属設備の家屋と償却資産の区分

自己所有家屋に取り付けた建物附属設備は、固定資産税の取扱い上、次により家屋と償却資産とに区分して課税されます。

○償却資産とするもの…単に移動を防止する程度に家屋に取り付けられたもの、又は独立した機器としての性格の強いもの。(例:ルームエアコン)
○家屋とするもの…家屋の所有者が所有し、家屋と構造上一体となって家屋の効用を高めるもの。(例:屋内の電気設備、屋内のガス設備、衛生設備など)

賃貸用のアパートや駐車場を所有されている方は、土地・家屋の固定資産税とは別に、償却資産について固定資産税がかかります。償却資産を所有されている方は、毎年1月1日現在の償却資産の状況を申告していただくことになっています。

少額資産

償却方法	取得価格			
	10万円未満	10万円以上20万円未満	20万円以上30万円未満	30万円以上
①一時償金算入	申告対象外			
②3年一括償却	申告対象外			
③リース資産 (ファイナンス・リース)	申告対象外		申告対象	
④中小企業特例※1		申告対象		
⑤個別減価償却※2			申告対象	

※1 ④の特例を適用できるのは、平成15年4月1日から令和2年3月31までに取得した資産(租税特別措置法第28条の2、第67条の5)。

※2 個人の方については、平成10年4月1日以降開始の事業年度に取得した10万円未満の資産はすべて必要経費となるため、個別に減価償却することはありません。

申告

毎年1月1日現在に償却資産を所有されている方が納税義務者になります。
毎年1月31日までに、市役所へ申告してください。
なお、申告書類は12月上旬にお送りします。

お問い合わせ先・申告書の提出先

長久手市役所 税務課 資産税係

〒480-1196 愛知県長久手市岩作域の内60番地1
電話(0561)63-1111 内線115-119
(ダイヤルイン) (0561)56-0609
ホームページ <http://www.city.nagakuto.lg.jp>

(資料9)

～賃貸用の不動産を所有されている方へ～
償却資産の申告が必要です！

賃貸用のアパート・ビル・駐車場を所有されている方は、土地・家屋の固定資産税とは別に、償却資産に固定資産税がかかります。償却資産をお持ちの方は、毎年1月1日現在に所有する資産について、1月末までに申告していただく必要があります。（地方税法第383条）

償却資産とは

償却資産とは、法人や個人の方が事業を行うために所有している土地・家屋以外の有形の固定資産で、所得税法又は法人税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産をいいます。

償却資産に該当するものを例示しますと次のようになります。
これらは、土地・家屋の評価に含まれておらず、償却資産として課税されます。

償却資産として申告していただく資産の例

資産の種類	資産例
構 築 物	外構工事（駐車場舗装、門、塙、側溝、緑化施設（植栽）、ネット、フェンス、自転車置場、外灯）、看板等の広告設備、ごみ置き場など
建物付属設備 機械・装置	受変電設備（キュービクル）、電力引込設備、屋外給排水設備、屋外ガス設備、太陽光発電設備（屋根材一体型ソーパネルを除く）など
工具・器具・備品	ルームエアコン（壁掛型）、郵便受、宅配ボックスなど

(資料10)

チェックシート（現地調査）

調査場所	町	丁目	番	年	月	日
納税義務者	住所	氏名				
調査対応者 氏名						
経理担当者						
関与税理士						
その他（ ）						
調査業務	☐ 土地 ☐ 家屋 ☐ その他（ ）					
確認事項	（共通）					
	☐ 外構工事：舗装路面、塙、フェンス、緑化施設、外灯、その他（ ）					
	☐ 電気設備：受変電設備、発電設備、蓄電池設備、中央監視設備、電話交換機					
	☐ 広告塔・看板：広告塔、袖看板、壁面箱文字、ネオンサイン、立看板					
	☐ 構築物：車庫・自転車置き場、その他（ ）					
	（共同住宅）			（駐車場）		
	☐ ルームエアコン			☐ 機械式駐車場		
	☐ メールボックス			☐ 自走式駐車場		
	☐ その他（ ）			☐ その他（ ）		
	（飲食店等）			（店 子）		
☐ 厨房設備			☐ 内装工事等			
☐ 冷蔵ケース			☐ その他（ ）			
☐ その他（ ）						
（その他） _____						
調査担当者	係名	氏名				
償却資産担当	申告書送付 年 月 日			申告書受理 年 月 日		

② 近隣自治体との連携の必要性

1 事業所選定調査の実施方法

- ①事業所を決定(例:A社)
- ②班長が関係市町村を
束ね、代表して事業所へ
申告懸憑等の窓口を行
う。



代表市町村がA社に対し、
資料の取寄せ等を行う。

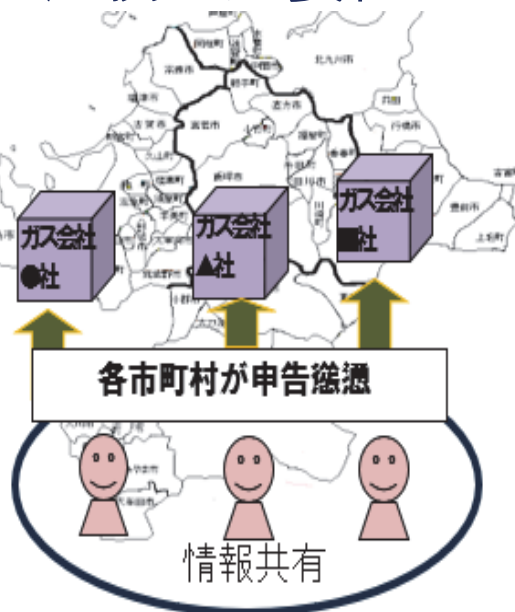
- 本社へ固定資産台帳取寄せ
- 申告漏れ等の内容協議
- 申告依頼



② 近隣自治体との連携の必要性

2 業種選定調査の実施方法

- ①業種決定(例:ガス供給業者)
- ②市町村が①の業種の調査事
業所を選定
- ③会議において、業種固有の資
産について、情報共有を図る。
- ④各市町村が、それぞれの事業
所へ申告懸憑を行う。



固定資産税（償却資産）の申告の手引

申告期限 令和4年1月31日



筑紫野市 税務課



春日市 税務課



大野城市 市税課



太宰府市 税務課



那珂川市 税務課

③ 新たな償却資産への取組

スマート農業の推進



富山県

直進キープ又は自動(無人)操舵
可変施肥田植機

ロボットトラクタ



無人トラクタにより
超省力化・効率化



直進キープまたは
富山県

自動給水栓



スマートフォンによる
自動給水で水管理労力の削減

農業用ドローン



防除や生育診断の
時間短縮

収量コンバイン



収穫地点での

経営管理システム



ほ場管理のデジタル化・
ノウハウの蓄積

農林水産省

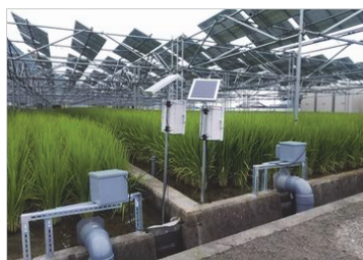
営農型太陽光発電について

パネル下での農作業

作業機械のサイズに合わせた高さ、幅の



Case.04 営農型太陽光発電×水田でのスマート農業



事業実施主体 | 杉
発電出力 | 444kW
下部農地面積 | 6

取組概要

- ❖ 同社では、営農
- ❖ 発電設備の運用の

太陽光発電

ページ ノート

出典: フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』



水上式太陽光発電システム (富山県射
水市、2010年 (平成22年) 4月)



水上式メガソーラー発電所 (愛知県豊
明市、2018年 (平成30年) 5月)

電気自動車用充電器について

①現地調査及び申告状況の確認

・インターネット上で宇佐市内にある充電器を把握。自動車販売店敷地内設置のもの以外に関して、現地調査をおこない台数や機種情報など把握を行う。

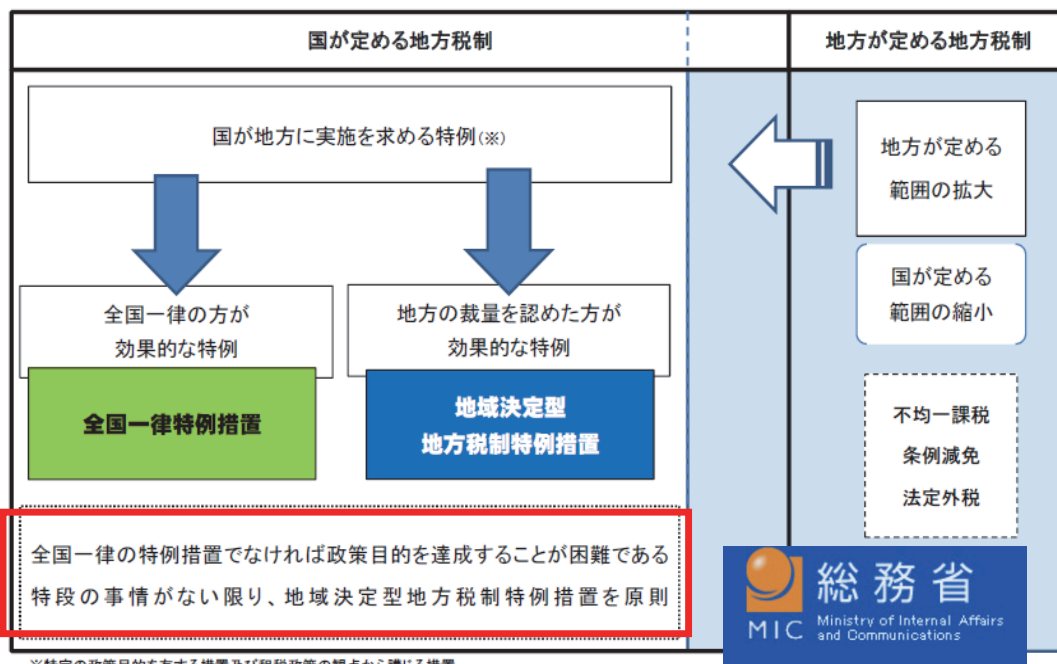
・15か所ネット上で確認 現地調査
→内6か所確認設置確認された土地所有者の償却資産台帳には充電器の名称はなかった

- ↓
- ・土地所有者以外の所有者がいる可能性が高い



わがまち特例をめぐる実務の現場と課題

地域決定型地方税制特例措置の導入による地方税法に定める特例措置のあり方の見直し 【資料2】



平成30年3月13日

報道発表資料

市内企業の働き方改革・生産性革命の実現に向けた取組を強化します

現在、通常国会に提出されている「生産性革命特別措置法案」に基づき、国においては、平成32年度までの3年間を「生産性革命・集中投資期間」として、あらゆる政策を総動員し、わが国産業の生産性を短期間に向上させることとしています。

こうしたことから、本市においては、市内企業の「働き方改革」と「生産性革命」の実現を本市の重要課題と位置付け、国における制度改正を最大限に活用し、市内中小企業の設備投資の促進を図るために、固定資産税の特例割合をゼロとする方向で取り組み、国の補助メニューの活用を促すなど、施策の強化・充実を図ります。

**逗子市**
Zushi City

言語を選択 ▼ 🔍 検索 文字色

[ホーム](#) [暮らし・届出](#) [市政・市の仕事](#)

[逗子市公式サイトトップ](#) > [組織](#) > [課税課](#) > [市税条例の一部改正に関する市民意見募集\(パブリックコメント\)](#)

いいね! 0 ツイート

市税条例の一部改正に関する市民意見募集 (パブリックコメント)について

意見を募集する趣旨

地方税法等の一部を改正する法律に対応するため、特定の償却資産に係る固定資産税について、対象資産の課税標準額に乘じる特例率を「零」と規定するため、逗子市市税条例の一部を改正するにあたり、広く皆様の意見を募集します。

 [\[概要\]逗子市市税条例等の一部を改正する条例の概要 PDF形式 : 239.3 K B](#)